

建設業の事業主のみなさま

建設業に適用される労働保険は3種類あるのをご存じですか？

①建設工事現場での労災保険 (いわゆる「現場労災」)		②建設工事現場以外 ※1での労災保険 (いわゆる「事務所等労災」)		③雇用保険	
加入義務	元請事業場の事業主	加入義務	元請・下請関係なく、※1に従事する労働者がいる事業主	加入義務	元請・下請に関係なく、雇用保険資格者(1週間の所定労働時間20時間以上で、31日以上の雇用見込がある者)を雇用する事業主
給付概要	建設工事現場の労働者が、業務や通勤途上に被災した場合	給付概要	会社事務所や作業場など建設工事現場以外において業務を行う労働者が、業務中や通勤途上に被災した場合	給付概要	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るために各種給付金や助成金

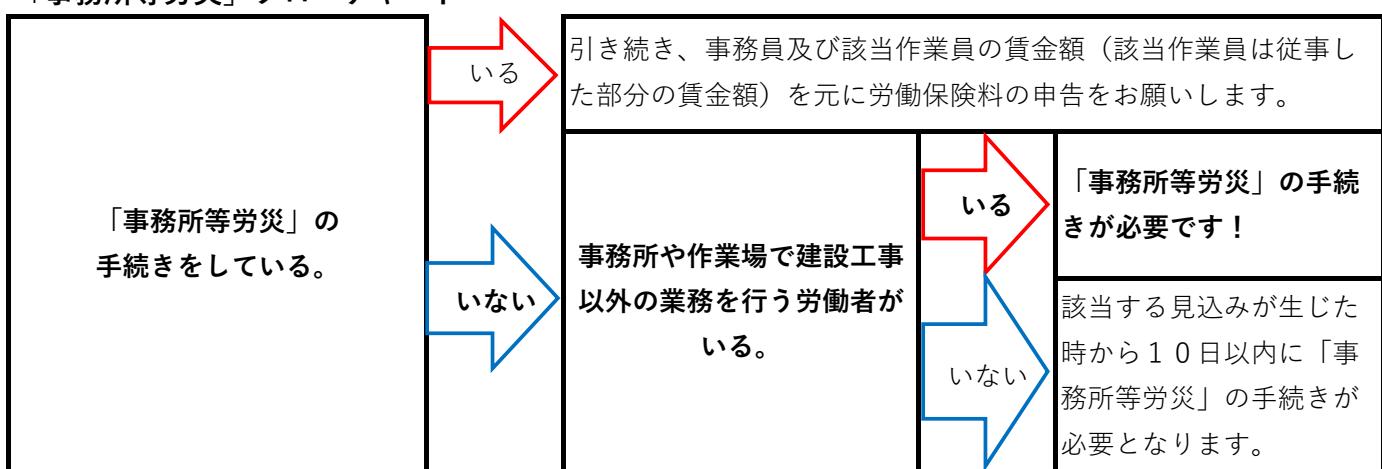
※1 「建設工事現場以外」とは、元請事業が関連しておらず、かつ、期間を定めていない業務のことです。

具体的には、

- ① 事務員または作業場専属労働者の業務
 - ② 土場・資材置き場等での整理作業や所属事業場施設内での作業
 - ③ 見積書作成のため取引先への現場状況確認
 - ④ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
 - ⑤ 所属事業場の修繕作業（工期を定めず、隨時行っている場合）
- 等の業務が該当します。

事務所等労災の手続きをせず、労働者が※1のような業務で被災した場合、未手続き中の災害として取り扱われ、給付額の全部または一部を事業主にご負担いただく場合があります。

「事務所等労災」フローチャート



ご不明な点につきましては、

労働保険の成立の手続きに関すること：山口労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署（労災保険）、公共職業安定所（雇用保険）

労災保険の給付に関すること：山口労働局労災補償課または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。